

# 韮崎市から児童手当・特別給付を受給している方の確認フロー

お子さんの人数、年代、受給資格者との同居・別居の状況により手続きが異なります。下図でご確認ください。

## 【養育している子の年代】

- ① 0歳～中学生年代（15歳になる年度末までの児童）
  - ② 高校生年代（中学卒業後 15歳～18歳になる年度末までの児童）
  - ③ 大学生年代（高校卒業後 18歳～22歳になる年度末までの子）
- ※②③の子は、学生、就業中などの状況は問いません。

## 【受給資格者との同居・別居】

同居：住民票上同じ世帯

別居：住民票上別の世帯

※③の子は、受給資格者との同居・別居は問いません。

